



C O N T E N T S

被害者参加制度と陪審員制度 / 少年法改正	02	幹事会、関東・関西・九州集会、弁護団会議報告	07
少年審判の傍聴が認められる	03	会員の声	09
改正された補償制度の概要について	04	【書評】出久根達郎が読む「犯罪被害者の声が聞こえますか」東大著作...	10
「あすの会」活動報告	06	報道おぼえがき(平成20年4月～6月)	11

犯罪被害者のための裁判制度が出揃った

代表幹事 岡村 勲

ねじれ国会でひやひやとしたが、6月11日、参議院で可決され、少年法の改正が成立した。改正の中心は、審判の傍聴だった。

犯罪被害者や遺族が「真実を知りたい」「直接加害少年の顔を見たい」というのは当然の願いだが、傍聴すると加害少年を萎縮させるなど、加害少年の健全育成という少年法の理念に反するという反対論が根強くあった。加害少年の健全育成を損なわないよう、衆議院で一部修正、参議院での付帯決議が付けられたが、一部修正には、裁判所の犯罪被害者等に対する説明義務が設けられるなど、被害者に有利な修正もあった。

2000年当時、加害少年の名前を聞きに来た遺族に対して、家庭裁判所が「ここは加害者を立ち直らせるところで、被害者の来るところではない」といって追い返していたことを思うと、隔世の感がする。しかし、まだ問題は残されている。

傍聴対象事件の範囲は狭く、故意の犯罪による死傷事件、業務上過失致死傷事件で、被害者が死亡または生命に重大な危険を生じさせたときに限られ、両足切断や、すべての運動神経麻痺の傷害があっても、生命に危険がないときは傍聴することができない。運用を見つつ、将来、傍聴の範囲の拡大を図らなければならない。

我々は少年法の理念を否定するものではない。傍聴に当たって審判を妨害するようなことがあってはならない

ことはいうまでもないが、傍聴を許している国で、少年が萎縮したという例は聞いていない。不相当な傍聴制限がなされないよう、願っている。

その他、記録閲覧の原則化、意見陳述者の範囲の拡大なども定められた。

審判傍聴により、当会が主張してきた「犯罪被害者のための刑事司法」「刑事裁判への参加」「損害賠償命令」「国選(選定)被害者弁護士制度」など、刑事司法の枠外に置かれてきた犯罪被害者の司法関与のインフラは、一応出揃ったことになる。しかし、その実施はこれからだ。日弁連をはじめ、反対していた人たちも、犯罪被害者等基本法の精神が生かされるよう、努力していただきたい。

加害少年は、国家によって保護育成されるが、ショックや障害で立ち直れない被害少年、その兄弟姉妹の保護育成を図る法律はない。すべて家族に任せきりである。加害少年が国費により少年院等で教育されるのと比べてあまりに不公平だ。当会は、これから被害少年保護法の制定に向けて取り組む所存である。

さらに故意に人を殺しながら、25年間逃げ回れば、共犯がまだ刑務所にいるときでも、起訴されないことになる。これを公訴時効というが、殺人罪に対して公訴時効のない国も相当ある。公訴時効制度の廃止に向けての取り組みも考えなければならないと考える。

重要なお知らせ 私書箱変更のご案内

東京中央郵便局の建て替えに伴い、全国犯罪被害者の会(あすの会)の私書箱が変更となります。お手数をおかけしますが、郵便物を送られる際は、右記宛にお願いいたします。

〒100-8698

郵便事業株式会社 銀座支店 郵便私書箱2346号
全国犯罪被害者の会(あすの会)

被害者参加制度と裁判員制度

弁護士 高橋正人

いよいよ今年の12月までに、被害者参加制度が実施される。被害者が検察官の近くに座り、検察官と十分なコミュニケーションを取りながらも検察官から独立して、被害者が直接、被告人や情状証人に質問をしたり、求刑を求めたり、心情について意見を述べたりすることができるのである。また、この制度を利用しやすいようにするために、国の費用で被害者側に弁護士を付する国選被害者参加弁護士制度も、同じ日にスタートする。被害者に代わって、支援する弁護士が質問したり意見を述べても良い。

さらにそれだけではない。刑事の裁判官が刑事の証拠を用いて、刑事の判決言渡後、ただちに民事の損害賠償の審理を原則4回以内で終わらせて賠償命令を言い渡す、損害賠償命令制度も同時に始まる。また、これに先だって7月1日からは、国が被害者に経済的に補償する犯給法が大幅に改正され、現行制度の補償金額が最大で4倍程度に増額されて、車の自賠責保険並みの給付が実現する。

まさに、被害者のための制度のそろい踏みだ。これは、あすの会の立ち上げのときの運動方針に基づくもので、方針のほぼ全てが、一応、出そろったことになる。

だが、もう一つ見落とせないことがある。これらの制度の実施に遅れること約半年、来年の5月からは、裁判員制度が始まる。ところが、被害者が参加すると、素人の裁判員が影響を受けて刑が厳

罰化するという批判が、被害者参加制度に反対する勢力から寄せられている。

しかし、本当に厳罰化するだろうか。まず、「厳罰化」という最初から否定的に決めつけた言葉を使うこと自体がおかしい。被害者の声を聞かないで言い渡していた今までの刑よりも、被害者の声を反映させて言い渡した刑が重くなったのなら、それは厳罰化ではなく、被害者の声に耳を傾けなかった今までの刑が軽すぎたのである。となると、これは、厳罰化ではなく、適正な刑罰に戻ったと言うのが正しい。

次に、反対論者は、裁判員が被害者の声に影響されて適正な判断ができなくなるとも批判する。しかし、この考え方は、裁判員が被告人の主張にも影響を受けるということを見落としている。被害を受けた人と、与えた人の双方の言い分に十分に耳を傾けてこそ、公平な裁判ではないのか。反対論者の主張には違和感を感じざるを得ない。あすの会顧問の諸澤英道常磐大学理事長の研究によると、「被害者を排除した刑事司法制度は正義に反する」という考え方が世界で広まり、1985年の国連被害者人権宣言に繋がったとのことである。

裁判員制度は、法律の専門家の判断に、市民の健全な常識を反映させていこうというものだ。ならば、事件にもっとも深い利害を持つ市民の訴え、つまり、被害者の主張に耳を傾けずして、どうして裁判員制度が成り立とうか。

少年法改正 ～重大事件の被害者に審判傍聴が認められることになりました～

弁護士 守屋典子

6月11日、重大少年事件の被害者の審判傍聴を認める少年法改正が成立しました。

加害者が成人の場合には被害者は刑事裁判を傍聴できますが、少年事件の被害者には、これまで加害少年の更生やプライバシーの保護のため、審判傍聴が認められていませんでした。しかし、被害者が、なぜ事件が起きたのか、なぜ自分や自分の家族が被害者になったのか、なぜ少年は事件を起こしたのか、どのような処遇決定になったのか、そのような処遇決定の理由は何かについて知りたいと思うのは少年事件の場合でも当然のことであり、これらを知ることが被害回復の不可欠の前提です。

そのため、あすの会では、少年事件の被害者が希望する場合には審判傍聴できる制度の創設を求め、活動してきました。

これに対して、被害者の審判傍聴に対しては、加害少年が萎縮して自由に発言できなくなる、加害少年のプライバシーの保護がはかれなくなる等の理由で強い反対意見が出されました。国会での議論においても、反対意見は少なくなかったように思います。

しかし、被害者を前にして加害少年が緊張するのは当然のことでしょう。被害者を前にして嘘が言えなくなるという面もあるでしょう。また、加

害少年もいろいろなのであり、全ての少年が萎縮して自由に物が言えなくなるという前提は疑問です。さらに、確かに被害者が傍聴すると、加害少年のプライバシーの一部は被害者の知るところとなるでしょうが、今回の法改正で傍聴が認められたのは被害者が死亡した場合と、生命に重大な危険がある傷害の場合に限定されています。そのようなケースにおいては、被害者の知る権利が優先されるべきでしょう。一般国民に対して加害少年のプライバシーが開示されるわけではないのです。被害者と一般国民とを分けて考える必要があるのです。したがって、反対意見には説得力がないと思われ

ます。

今回の改正では、前述のように極めて限定的なケースにおいてしか傍聴が認められませんでした。しかし、被害者が亡くならずにすんだ場合で、生命に重大な危険がなかった場合でも重い後遺症が残り、一生を無惨に破壊されてしまう被害者は少なくありません。そのような被害者には傍聴が認められないという結果は不十分であり、今後は対象犯罪の拡大を求めていく必要があります。また、12歳未満の少年による事件は一律傍聴の対象外とされました。この点についても更に検討が必要でしょう。

少年審判の傍聴が認められる

弁護士 高橋正人

参議院本会議で6月11日午前、被害者に少年審判の傍聴を認める法案が、自民、公明、民主の圧倒的多数（賛成215、反対14〔社民、共産〕）で成立した。同じ日の午後、福田首相に対する問責決議案が可決されたが、国会審議がストップする前に、人権に関する法案を何としても通すのだという与党と主要野党の熱意が感じられた。加害少年の健全な育成だけを標榜する昭和23年成立の少年法に、風穴が空いた瞬間だ。

内容は二つの柱からなる。一つは、一定の重大事件に限ってではあるが、被害者が審判廷を傍聴できること、もう一つは、家裁の裁判官による被害者への説明義務だ。今まで、被害者にとって暗闇の世界であった審判廷に光が差し、また、「被害者が来るところではない」と突っぱねていた家裁が、いよいよ被害者にも丁寧な説明をして目配りすることが、法律上義務づけられたのだ。

だが一方、この法律に対しては、一部の法律家から批判も寄せられている。日弁連執行部や子供の権利委員会に所属する人たちからだ。被害者が事件の真相を知ればさらに傷つくから傍聴させるべきではないとか、そんなに事件や審判の内容を知りたければ、裁判官や調査官から説明を受けたり、記録を見れば十分ではないか、という反発だ。

確かに、被害者、とくに遺族にとっては、真実を知ることはほんとうに辛い。しかし、それでも遺族は生きていかなければならない。そのためには、事件と向き合う事が不可欠だ。裁判官が、調査官が、加害少年が、両親が何を言うかを直接、見て聞きたいと思っている。それが、立ち直りのスタート

になるからだ。

本会議に先立つ参議院法務委員会で、「傍聴することでさらに傷つくのではありませんか」という議員からの質問に、参考人として招致された都民センター相談室長の望月氏は「知ることは知らないことよりも、不安が少ないはずだ。閉め出される事の方がよほど辛い」と言い切った。さらに、「知るためには傍聴以外の方法（説明や記録の閲覧等）もあるではありませんか」という質問にも、「大切な人の命を奪われたのに、人から伝え聞いたり、紙切れ1枚で納得できますか」と切り返した。

私も法律家として紙の上だけで議論することがある。弁護士として、文献を読み、書面を起案することで満足してしまうのだ。しかし、当事者から話を聞くと、涙が止まらなくなり、なにかの思いに駆り立てられることがある。そんな思いは、生身の人間とふれあい、その立場に自分を置き換えて初めて生まれてくるものだ。現場をもたなければ机上の空論に終わる。現場の意見を汲み取って法を作り、法を現場に生かす。そんな動きが、少年法の分野でも、始まった。

改正された補償制度の概要について

弁護士 白井孝一

改正された犯罪被害者等給付制度は、平成20年7月1日から施行されています(本当に残念なことです、4月に改正法が制定されていながら6月8日に起きた秋葉原事件の被害者の方々には、新制度の補償が間に合いませんでした)。その改正の概要は次のようになっております。

1.補償内容等の拡充

1) [休業補償の新設] 医療費+休業補償(限度120万円)

重傷病の給付金として今までは医療費の自己負担相当額1年分まで支給されていましたが、改正により、休業補償も加算されることとなりました。限度額は医療費と休業補償合わせて120万円までです。

2) [障害給付金の大幅引き上げ]

引き上げられた金額の一覧については別表 1「障害給付金」を参照してください(最高額:要介護1級3974

表1 障害給付金

(単位:円)

			10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
			給付基礎額 倍数 支給額	給付基礎額 倍数 支給額	給付基礎額 倍数 支給額	給付基礎額 倍数 支給額	給付基礎額 倍数 支給額	給付基礎額 倍数 支給額	給付基礎額 倍数 支給額
1級 (ただし、 常時介護)	最高額	給付基礎額 倍数 支給額	7,600 2880 21,888,000	7,600 2880 21,888,000	9,800 2880 28,224,000	12,300 2880 35,424,000	13,800 2880 39,744,000	9,200 2880 26,496,000	9,200 2880 26,496,000
	最低額	給付基礎額 倍数 支給額	7,600 2880 21,888,000	7,600 2880 21,888,000	7,900 2880 22,752,000	8,800 2880 25,344,000	9,400 2880 27,072,000	6,600 2880 19,008,000	6,600 2880 19,008,000
2級 (ただし、 随時介護)	最高額	給付基礎額 倍数 支給額	7,600 2160 16,416,000	7,600 2160 16,416,000	9,800 2160 21,168,000	12,300 2160 26,568,000	13,800 2160 29,808,000	9,200 2160 19,872,000	9,200 2160 19,872,000
	最低額	給付基礎額 倍数 支給額	7,600 2160 16,416,000	7,600 2160 16,416,000	7,900 2160 17,064,000	8,800 2160 19,008,000	9,400 2160 20,304,000	6,600 2160 14,256,000	6,600 2160 14,256,000
3級	最高額	給付基礎額 倍数 支給額	7,600 1600 12,160,000	7,600 1600 12,160,000	9,800 1600 15,680,000	12,300 1600 19,680,000	13,800 1600 22,080,000	9,200 1600 14,720,000	9,200 1600 14,720,000
	最低額	給付基礎額 倍数 支給額	7,600 1600 12,160,000	7,600 1600 12,160,000	7,900 1600 12,640,000	8,800 1600 14,080,000	9,400 1600 15,040,000	6,600 1600 10,560,000	6,600 1600 10,560,000
4級	最高額	給付基礎額 倍数 支給額	5,300 920 4,876,000	6,400 920 5,888,000	9,800 920 9,016,000	12,300 920 11,316,000	13,800 920 12,696,000	9,200 920 8,464,000	9,200 920 8,464,000
	最低額	給付基礎額 倍数 支給額	3,600 920 3,312,000	4,200 920 3,864,000	6,000 920 5,520,000	5,300 920 4,876,000	4,900 920 4,508,000	3,900 920 3,588,000	3,900 920 3,588,000
5級	最高額	給付基礎額 倍数 支給額	5,300 790 4,187,000	6,400 790 5,056,000	9,800 790 7,742,000	12,300 790 9,717,000	13,800 790 10,902,000	9,200 790 7,268,000	9,200 790 7,268,000
	最低額	給付基礎額 倍数 支給額	3,600 790 2,844,000	4,200 790 3,318,000	6,000 790 4,740,000	5,300 790 4,187,000	4,900 790 3,871,000	3,900 790 3,081,000	3,900 790 3,081,000

表2 遺族給付金

(単位:円)

			10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
			給付基礎額 倍数 支給額	給付基礎額 倍数 支給額	給付基礎額 倍数 支給額	給付基礎額 倍数 支給額	給付基礎額 倍数 支給額	給付基礎額 倍数 支給額	給付基礎額 倍数 支給額
独身	最高額	給付基礎額 倍数 支給額	4,600 1000 4,600,000	5,600 1000 5,600,000	8,600 1000 8,600,000	10,800 1000 10,800,000	12,100 1000 12,100,000	8,000 1000 8,000,000	8,000 1000 8,000,000
	最低額	給付基礎額 倍数 支給額	3,200 1000 3,200,000	3,600 1000 3,600,000	5,300 1000 5,300,000	4,800 1000 4,800,000	4,200 1000 4,200,000	3,300 1000 3,300,000	3,300 1000 3,300,000
扶養者 1名	最高額	給付基礎額 倍数 支給額	6,600 1530 10,098,000	6,600 1530 10,098,000	8,600 1530 13,158,000	10,800 1530 16,524,000	12,100 1530 18,513,000	8,000 1530 12,240,000	8,000 1530 12,240,000
	最低額	給付基礎額 倍数 支給額	6,600 1530 10,098,000	6,600 1530 10,098,000	7,000 1530 10,710,000	7,800 1530 11,934,000	8,200 1530 12,546,000	5,700 1530 8,721,000	5,700 1530 8,721,000
2名	最高額	給付基礎額 倍数 支給額	6,600 2010 13,266,000	6,600 2010 13,266,000	8,600 2010 17,286,000	10,800 2010 21,708,000	12,100 2010 24,321,000	8,000 2010 16,080,000	8,000 2010 16,080,000
	最低額	給付基礎額 倍数 支給額	6,600 2010 13,266,000	6,600 2010 13,266,000	7,000 2010 14,070,000	7,800 2010 15,678,000	8,200 2010 16,482,000	5,700 2010 11,457,000	5,700 2010 11,457,000
3名	最高額	給付基礎額 倍数 支給額	6,600 2230 14,718,000	6,600 2230 14,718,000	8,600 2230 19,178,000	10,800 2230 24,084,000	12,100 2230 26,983,000	8,000 2230 17,840,000	8,000 2230 17,840,000
	最低額	給付基礎額 倍数 支給額	6,600 2230 14,718,000	6,600 2230 14,718,000	7,000 2230 15,610,000	7,800 2230 17,394,000	8,200 2230 18,286,000	5,700 2230 12,711,000	5,700 2230 12,711,000
4名	最高額	給付基礎額 倍数 支給額	6,600 2450 16,170,000	6,600 2450 16,170,000	8,600 2450 21,070,000	10,800 2450 26,460,000	12,100 2450 29,645,000	8,000 2450 19,600,000	8,000 2450 19,600,000
	最低額	給付基礎額 倍数 支給額	6,600 2450 16,170,000	6,600 2450 16,170,000	7,000 2450 17,150,000	7,800 2450 19,110,000	8,200 2450 20,090,000	5,700 2450 13,965,000	5,700 2450 13,965,000

万4000円)。改正の特徴点は、

- (1) 最高金額を自賠責政府保障事業並にしたことともなっており、全体的に大幅に金額アップを図ったこと
- (2) アップの対象を、1級から3級までの重傷者としたこと
- (3) 若年の被害者について、高年齢者との金額の格差を縮めるように特別のアップを図ったこと
- (4) こうしたアップを図る仕組みとして、算定の仕組みは同じとしながら、給付基礎額および倍数を大きく引き上げる方法をとったこと、などにあります。

3) [遺族給付金の大幅引き上げ]

同様に金額の一覧は別表2「遺族給付金」を参照してください。改正の特徴点は、

- (1) 被扶養者の人数を0から4人に区分し、多いほど給付額をアップさせたこと。(最高額は、被扶養者4人以上50才から55才未満の場合で2964万5000円) 被扶養者0人の場合にはアップはありません。
- (2) アップを図る仕組みについては、上記2) (3) の方式と同じです。
- (3) 被扶養者があれば、仮に若年であっても大幅にアップしたこと(例えば、20才未満で4人以上の場合468万円から1617万円にアップしました)。

2. 申請期間に特例を新設

申請期間は、死亡、重傷病、障害の発生を知ったときから2年、またはそれらが発生したときから7年ですが、改正により、やむを得ない理由によりこの期間内に申請することができなかったときは、その理由がやんだ日から6ヶ月以内に限り申請ができるようになりました。

3. その他の改正

1) [法律の名称]

「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に改正。

2) [法律の目的]

基本法の理念を踏まえて、この法律の目的が「再び平穏な生活を営むことができるように支援するため」であること、「継続的な援助の措置を講ずる」こと、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現に寄与すること、などを明記しました。このことによって、この補償制度の目的が、単なる恩恵による見舞金ということから、犯罪被害者の権利利益を保護するという性格に大きく前進したことを意味しています。

その他、支援団体の自主活動促進等の改正点がありますが、ここでは割愛します。

改正は、遡っての適用がありませんので、現に窮状にある被害者等のために、民間基金の設立を急ぐ必要があります。

法律まめ知識

少年審判と成人裁判との違い・問題点

弁護士 望月 晶子

成人が罪を犯すと、刑事裁判を受けて「刑罰」が課され、未成年者が罪を犯すと、家庭裁判所で非公開の「審判」を受けて「保護処分」に処せられます。

少年審判は、「少年の健全な育成」を目的とし、「懇切を旨として、和やかに行う」とされています。それまで逆境にさらされてきた少年が初めて温かく包まれ、受け容れられる場、という意見もあります。少年は、罪を犯したことを厳しく責められるのではなく、「和やか」に「少年に内省を促すものとしなければならない」となっています(少年法22条)。

一方、被害者がほとんどサポートを受けられないという歪みが生じていておかしいという意見も出ています。

少年の処分を決めるにあたって大きな要素となるのは、少年を取り巻く環境です。犯した罪の軽重より、環境が重視されるのです。

裁判所が少年の環境を知るのには、被害者は見ることのできない「社会記録」という、事件についての記録とは別に、家庭裁判所の「調査官」という専門家が少年の生育歴から現在の環境まで詳細に調べた記録と、審判廷で実際に少年及び両親等に接して、ということになります。

被害者には、一部を除き審判傍聴と社会記録の閲覧が認められていないため、通常被害者が処分の真の理由を知るのには難しいことです。事件の最たる当事者である被害者が、少年が受けた処分の真の理由をきちんと知ることができるようにすることが必要であり、今後の大きな課題です。

少年事件では、謝罪の機会がなく、被害者について省みる機会が少ないです。少年が自分で被害弁償をすることはまずありませんし、審判での直接の謝罪の対象は加害少年の親であることがほとんどです。2001年から被害者が意見陳述をできるようになりましたが、審判廷で行われているのは少ないようですし、周囲がよほど働きかけなければ、被害者側の事情に少年が思いをめぐらせるまで至らないでしょう。

自分の犯した罪の結果、被害者に向き合って謝罪し、真摯に反省する、そのような人間として最も基本的なことが少年審判では抜け落ちているといえるでしょう。

その他、一般に少年事件は捜査が杜撰で事実認定が不十分である等、問題点は多々あり、今後更なる見直しが期待されます。

活動報告 2008年4月～6月

2008年4月

- 18日 犯罪被害者国選弁護人制度を盛り込んだ改正総合法律支援法と改正犯給法が成立したお礼に、岡村代表幹事、松村副代表幹事、高橋（正）幹事が成立にご尽力いただいた国会議員の方々へお礼の挨拶に伺った。
- 23日 岡村代表幹事が出席する「警察捜査における取調への適正化に関する有識者懇談会」が緊急提言を発表した。

5月

- 10日 岡本会員が長崎南山高等学校にて「被害者・加害者にならないために」と題して講演した。
- 14日 守屋・高橋（正）幹事が少年審判傍聴に反対する「第2回 少年法改正問題に関する院内集会」に参加した。
- 15日 高橋（正）幹事、望月・小林弁護士が民主党会派の松浦議員に面談し、少年審判の傍聴賛成のための陳情をした。東京弁護士会の中根弁護士が同行した。
- 17日 岡本会員が福岡犯罪被害者支援センター主催のフォーラム「福岡県における犯罪被害者支援の連携のあり方」に参加しパネラーを務めた。
- 19日 高橋（正）幹事、小林陽子弁護士が法務省刑事局白木企画官と面談し、裁判員制度の施行に伴う被害者の立場から見た問題点について説明した。
- 20日 松村副代表幹事、高橋（正）幹事が民主党の細川議員と面談し、少年審判の傍聴賛成のための陳情をした。日弁連被害者支援委員会の番弁護士が同行した。
- 22日 自由民主党「司法制度調査会」「犯罪被害者保護・救済特別委員会」合同会議に松村副代表幹事、守屋・高橋（正）幹事が出席した。
- 24日 本村幹事が鴻巣ロータリークラブ主催の文化講演会で講演した。
- 26日 岡村代表幹事、守屋・岡崎幹事（夫妻）、鈴木会員が早川忠孝議員を訪問し、少年審判傍聴の陳情をした。夕方、松村副代表幹事も加わり大口善徳議員を訪問して少年審判傍聴の陳情をした。
- 27日 衆議院法務委員会が開かれ、全国犯罪被害者の会として午前は松村副代表幹事、岡崎幹事（夫妻）、鈴木会員、後藤啓二弁護士が午後は岡村代表幹事、松村副代表幹事、高橋（正）幹事、岡崎幹事（夫妻）、鈴木会員が傍聴した。早川議員が質問の中で、鈴木会員の心情をつづった短歌を読まれたこともあり、午前中の質疑が終ると、鳩山法

務大臣が傍聴席の方へお越しになり、鈴木会員に声をかけられ名刺を渡された。午後には、質疑が終わると、大臣が傍聴席に來られ岡村代表に握手をされた。

- 30日 衆議院法務委員会で土師幹事が意見陳述をした。岡村代表幹事はじめ11名のあすの会関係者が傍聴した。

6月

- 3日 衆議院本会議にて改正少年法が可決された。岡村代表幹事、高橋（正）幹事、岡崎幹事（夫妻）が傍聴した。
- 4日 参議院の公明党幹事長・木庭健太郎議員と松村副代表幹事、高橋（正）幹事、望月弁護士が面談をした。改正少年法について説明した。
- 5日 参議院法務委員会を松村副代表幹事、守屋・高橋（正）幹事、岡崎幹事（夫妻）、鈴木会員が傍聴した。
- 6日 長崎検察庁の意見交換会に松尾・岡本会員が出席し、被害者になって感じたことを述べた。約30人の検事、被害者相談員が参加した。
- 7日 第50回全国矯正展が科学技術館で開かれ「あすの会」も出展した。
- 10日 参議院法務委員会を岡村代表幹事、松村副代表幹事、守屋・高橋（正）幹事、岡崎・鈴木会員が傍聴した。
- 11日 参議院本会議にて改正少年法が可決された。岡村代表幹事、松村副代表幹事、土師幹事、鈴木会員が傍聴した。同日記者会見を開き声明を発表した。
- 12日 岡村代表幹事、松村副代表幹事、守屋・高橋（正）幹事が改正少年法成立のお礼に国会議員35名の事務所と法務官僚の方々を訪問した。
- 14日 岡本会員がNPO法人被害者支援センター「ハートライン山口」より依頼され犯罪被害者直接支援員養成講座にて講師を務めた。
- 16日 岡村代表幹事が東京都教育庁の依頼により公立中・小・幼の副校長を対象に講演をした。
- 20日 鳩山法務大臣を岡村代表幹事、松村副代表幹事、宮園幹事、岡崎・近藤・鈴木会員が大臣室に訪問し、少年法改正等のお礼を述べた。
- 25日 死刑執行の法務大臣を死に神と風刺した朝日新聞「素粒子」（6/18夕刊）について朝日新聞社に抗議と質問書を送付した。
- ※別添で朝日新聞社への抗議・質問と朝日新聞社からの回答を送ります。

幹事会、関東・関西・九州集会、弁護団会議報告

幹事会報告 第76回(平成20年4月)・第77回(平成20年6月)

第76回 平成20年4月13日(日) 出席者17名(含委任状)

「少年法の一部を改正する法律案」が政府提案され、国会審議が始まることとなった。少年審判の傍聴、記録の閲覧・謄写等がおそらく認められるであろうが日弁連を始め反対グループのロビー活動が活発になっているので、会としても国会の状況を見ながら対抗策を講じるようになった。

犯罪被害者にも国費による弁護人がつく制度も創設されることになったが、質・量とも適切な弁護人が確保できるのか懸念が表明され、解決策について議論された。顧問弁護団から今後「時効」、「被害少年保護」について研究してゆくことが報告された。

第77回 平成20年6月8日(日) 出席者17名(含委任状)

「改正少年法」の審議状況が報告された。5月30日衆議院法務委員会で民主党の修正案を受け入れ可決された。が、衆議院での問責決議案の審議次第で不成立の可能性があると報告され10日以降の衆議院法務委員会への傍聴に全力を挙げることにした。一方、与野党の国会議員に種々の会議、訪問で「被害少年保護法」の成立と「時効」の廃止を訴えてゆくことになった。その他マスコミで取り上げられている「終身刑の導入」について議論された。基本的には我々犯罪被害者の支払う税金で更生を求められない加害者を生かすことは納得できないということが確認された。

関東集会報告 第72回(平成20年4月)～第74回(平成20年6月)

第72回 平成20年4月19日(土) 参加者17名(会員13名)

今年の12月26日から施行される被害者参加制度と、来年の5月に導入される裁判員制度の両制度が合体して開かれる裁判の問題点を、特別会員の弁護士に説明していただきました。第1回公判前に公判記録の閲覧・謄写ができないなどと聞き、附帯私訴や意見陳述や論告等が的確に行えないのではと不安な気持ちになりました。しかし、法務省や関係省庁と面談を重ねて、問題点の解決策は必ず見つけだせるはずと。被害者国選弁護人制度も導入されるので被害者参加制度は十分に活用できるでしょう。せっかくできた制度ですから周知され活用されるようにしなければなりません。

第73回 平成20年5月17日(土) 参加者24名(会員13名)

4月11日に衆参両院で可決成立した、改正犯給法の説明がされました。改正法は、現行法と比べると遺族給付金、障害給付金の最低額がかなり引き上げられています。平成20年7月1日から実施されるようです。やっと自賠責並みの補償に近づいてきたと思います。

次に審判傍聴ができる改正少年法についての進捗状況を話していただきました。少年法を審議する衆参議院の法務委員会は5月下旬～6月に開かれる予定だそうです。今国会での成立を望んでいます。

昨年、公的懸賞金の対象となり5月31日に一年間の有効期限が切れる会員が、期限が切れる翌日の6月1

日に犯人情報提供のチラシを街頭で手配りすることにしました。犯人に関する情報が多数寄せられたので、引き続き個人で懸賞金をかけることになり、集会参加者に手配りの協力を依頼しました。一日も早い犯人逮捕を願わずにはいません。

第74回 平成20年6月21日(土) 参加者18名(会員15名)

審判への傍聴ができる改正少年法が平成20年6月11日参議院で可決され、成立しました。少年犯罪に遭われた方たちの事件の真実を知りたいという願いが実を結びました。本当に喜ばしいことです。今後は、傍聴対象事件の拡大や被害少年保護法制定に取り組み、みんなで力を合わせて運動を続けていきます。

朝日新聞が、6月18日付夕刊「素粒子」欄に「永世死刑執行人 鳩山法相 またの名を 死に神」と表現した記事を書いたことについて、参加者全員から朝日新聞に対する抗議の声が上がりました。特別会員の弁護士は、法相は死刑が確定すれば6ヶ月以内に刑の執行を命令しなければならないという法律があると教えてくださいました。法相は法律を守り法相としての責任を果たしておられることがよくわかりました。関東集会の総意を持って、「死に神」と表現した朝日新聞に抗議の公開質問状を出すことを決議しました。社会正義が守り続けられることを願いつつ、集会を終えました。

関東集会 次回以降のお知らせ 9月20日(土) 13:00～16:50 会場未定 会費 1,000円

関西集会報告 第84回(平成20年4月)～第86回(平成20年6月)

第84回 平成20年4月6日(日) 参加者21名(会員18名)

大阪保護観察所の被害者担当官の保護観察官である西崎勝則氏とともに、大阪府内の4人の保護司からお話をうかがいました。保護司の役割や内容、記憶に残った事案などをうかがいました。少年よりも親を保護観察しなければならぬような事例が多いことや、何度も希望を持ちかけては裏切られる徒労感を本音で語ってくださいました。私たち被害者は加害者と直接つながりを持ちたくありませんから、保護司には加害者と被害者という兩岸の間の中洲であってほしいと思います。中洲から、それぞれの岸にハネ橋があり、普段、橋はあがっているが、必要な時に片方ずつ橋がかかるという形です。また、被害者には苦しみが一生涯続きますから、加害者にも死ぬまで贖罪の気持ちを忘れないでほしいという思いを伝え、再犯を防ぐべく更生に向かう支援をしていただきたいです。犯罪被害者側がもっていた保護司のイメージを変える優れた人格の方々でした。お互いに率直な意見交換ができました。

その後、会員の草刈さんと上内さんの事件の一審判決の報告がありました。

第85回 平成20年5月4日(日) 参加者17名(会員15名)

今回のメインテーマ「内閣府共催事業」＝刑事裁判への被害者参加制度を考える府民の集い(仮称、9月17日開催)を共催するにあたり、案をだしあいました。人形劇・基調報告やパネルディスカッション、パネリスト・コーディネイターの人選を含めて多岐にわたる案がだされました。その他の講演依頼もありますので、次回も引き続き検討していく事を確認しました。

今井会員の、被害による後遺症「高次脳機能障害」を特集したニュースのDVDを視聴しました。加害者に賠償能力がない場合の公的支援について、給付金の法律が改正されたとはいえ、課題は多いと感じました。草刈会員からは、第一審に対する皆さんの協力について、お礼の言葉をいただき、同時に、裁判に参加できなかった悔しさ、被害者を置きざりにしてすすむ公判前整理手続についての憤りなどを語られました。最後に、「あすに生きる・詳細版」作成にむけて、原稿執筆の各地区担当者を決めました。

第86回 平成20年6月1日(日) 参加者12名(会員11名)

今回はクローズにて開催しました。まず、新犯罪被害者等給付金の「給付額」資料について意見交換しました。改正増額されたとはいえ、原資は警察庁予算の中からだそうで、参加者全員、まだまだの思いです。次に、裁判員制度の施行にともなう被害者の立場からみた問題点の資料を検討しました。結果として、量刑が軽く判断される要素が多く、被害者としてどうか? マスコミなどへも問題提起が必要との意見です。土師幹事からは、衆議院法務委員会での「改正少年法審議」について報告していただきました。委員会の様子は、衆議院のHPで見られます。内閣府共催事業(9月17日開催)については、運営委員会で検討を続けます。

藤本会員から、刑法39条につき私見として問題提起がありました。今年の4月25日、精神鑑定の結果を尊重すべきとし、2審の有罪を破棄した最高裁判決の資料等にて説明がありました。関西集会では、以降も、専門家を交えて議題としていきます。

関西集会 次回以降のお知らせ

日時: 8月3日(日) 13:00～17:00 場所: クレオ大阪西
大阪市此花区西九条6-1-20 TEL.06-6460-7800 会費 1,000円

九州集会報告 第33回(平成20年5月)

第33回 平成20年5月25日(日) 参加者14名(会員6名)

会員の近況報告から始まり、抱える問題点をどう改善するかなどはなし合われました。時効・減刑・行政機関へのはたらきかけなど様々な話が持ち上がりました。

九州集会で、会員が協力して「被害者のつどい」

を計画していこうとの要望がありました。会場費、備品費、通信費その他の経費を考えると簡単ではありませんが、十分に時間をかけて企画していきたいと考えています。一人一人のご理解を得ることが必要かと思っていますので、どうか皆様のご協力をいただけますようお願いいたします。

九州集会 次回以降のお知らせ

日時: 9月28日(日) 13:00～17:00 場所: 福岡県農国会館
福岡市中央区今泉1-13-19 TEL.092-761-6560 会費 1,000円

弁護団会議報告 第40回(平成20年3月)～第42回(平成20年6月)

第40回 平成20年3月31日(月) 参加者14名

当会弁護団員が最近受任した被害者弁護事件の報告が行われました。検察庁及び裁判所におけるやり取り等を踏まえ、被害者参加制度の施行に向けた課題等を検討しました。合わせて、被害者参加制度及び損害賠償命令制度の利用促進を図るための方策や全国の弁護士との協力関係の構築について検討しました。

その他、少年法に関する問題(被害少年の保護、少年法1条の目的の改正、少年事件の確定記録の閲覧・謄写)や時効制度の廃止に向けた検討も含め、弁護団における今後の役割分担を確認し、次回までに研究を深めることとしました。

白井弁護士から犯給法改正の国会での審議状況に関する報告がありました。

第41回 平成20年5月7日(水) 参加者13名

国会上程中の少年法改正法案に関し、日弁連等が反対活動を行っているため、当会としても法案成立

に向け、積極的な推進活動を行うこととしました。

また、かねて議論をしていた被害を受けた少年の保護のためにいかなる制度が必要かについて、守屋弁護士の素案をもとに検討を行いました。

第42回 平成20年6月5日(木) 参加者18名

参議院法務委員会における少年法改正法案の審議経過について、傍聴された会員から報告を受け、引き続き、法案成立に向けた活動を行うことを確認しました。

刑事訴訟法上の公訴時効制度について、大澤弁護士から調査報告があり、今後、公訴時効制度廃止に向け、当会として、どのような主張、活動を行うかの検討をしました。

本年12月から施行される被害者参加制度・損害賠償制度が十分活用されるよう、新制度運用方法について全国の弁護士との意見交換会を開催することの検討をしました。

会 員 の 声

「あすの会」との出会い

秋山 幸代

平成18年11月1日 当時64歳の夫が少年に強盗殺人されてからというもの、怒りと悔しさに泣きくらしていました。ある記者から「あすの会」のことを知らされ入会の申し込みをしました。平成19年7月に入会の通知をいただき、悲しい思いをしているのは自分だけではないと思えるようになり精神的に少しは楽になりました。岡村代表幹事よりお電話をいただいた時は、判決前の不安定な心境でしたから、大きな安心をいただきました。一審判決は無期懲役でしたがその後、被告は控訴しました。

先日、昨年の第8回大会「少年法を考える」の様子を伝えるニュース・レター31号を送付いただきました。私と同じ体験をされた方々の報告に体が熱くなりました。夫は新聞配達中、見ず知らずの少年に突然おそれ頭部、顔面を蹴り上げられ倒れたところをさらに踏みつけられほぼ骨は粉碎骨折し原型をとどめないほど無残な姿でした。少年は少林寺拳法を習ったことがあり回し蹴りが得意でした。小学生のころから暴行、恐喝・わいせ

つ行為などで児童自立支援施設に収容され、その後も事件を起こしては中等少年院送致処分を受けていたそうです。何の落ち度もない夫を殺した被告を死刑にしたい気持ちでいっぱいです。このような思いでいる被害者の心情を察することなく「死刑反対」運動をしている方々には、死刑囚がどれだけひどいことをしたのかと考えることを考えていただきたいと思います。ご自分のご家族が被害者になっても「死刑反対」と言えますか。いくら未成年とは言え、殺人の場合は実名、顔写真を公表してもよいと思います。少年法で守れば守るほど付け上がる少年もいます。

国の制度や決まりには実際の事件とかみ合わないものがあることを事件に遭ってわかりました。犯罪被害者の権利と被害回復のためにあすの会の皆様が奔走してくださっていることに感謝します。やがて犯罪被害者遺族が歯ざしりすることがない社会になるように私たちができることをしなければと思います。

出久根達郎が読む（熊本日日新聞 5月11日）

「犯罪被害者の声が聞こえますか」東大著作 理不尽さ分かる裁判員に

来年5月から、いよいよ裁判員制度が施行される。裁判に関心がない者でも、指名されたら特別な理由を持たない限り拒否できない。果して法律問題にまったく暗い自分に適切な発言ができるかどうか。何より、あの独特のややこしい法律用語が正しく理解できるだろうか。

いや、そんなことより、裁判所には何を着ていけばいいのか。背広にネクタイでないとまずいのか。ネクタイの色は？ヒゲはだめだろうか？ マスクは、どうか。私は蓄膿症だから、鼻から「涙」が出る。これを拭うにも許可がいるのかしらん。びろうな話だが、私は緊張するとオシッコが近い。我慢できない場合は、どうすればいいのか。

大体、「強制兵役」のような裁判制度は、国民にどんなメリットがあるのだろうか？何のために参加しなければならないのか。

わからないことが多くて、不安になる。そこで、このところ裁判に関する本を読んでいる。本書もその1冊。いかに自分が裁判に無知であったか、思い知らされている。

要するに、ひとごとだったのだ。自分が裁判に関与するなんて、さらさら考えない。犯罪者になるはずがないし、犯罪の被害者は想定したこともない。新聞やテレビのニュースも、あくまで他人の出来事と見ている。

1つは次から次へと新しい事件がおきるため、考えるいとまがない。報道のスペースにも限りがある。特別な事件でもなければ、裁判の内容を詳細に伝えてくれない。

見知らぬ男性に、ある日、突然、ガソリンをかけられ、ライターで火をつけられた二十二歳の女性は体の九割を焼かれ、やがて意識を失った。かろうじて命を取り留めたが、意識を回復する間に、加害者は事実をおおい隠そうとしていた。被害者の女性は救急車に乗せられる直前、加害者が耳元でささやいた言葉を忘れない。「タバコの火が誤ってついたと言ってくれ。刑務所に入りたくないから」

自分がこのまま死んだら証言できなくなる。救急車に入

ると、加害者が泣きながら、「大丈夫か。大丈夫か」と言っている。こうやって罪を逃れるつもりなんだ、何としても死んではならない。女性は薄れる意識の中で、反論しようとするが、声が出ない。

この女性の場合、もし私が裁判員なら、加害者を当然「殺人未遂」罪で求刑するだろう。ところが実際の裁判では「傷害罪」で懲役六年である。しかも治療費も払ってもらえない。自分に何ひとつ落ち度がないのに、縁もゆかりもない男に一生を台なしにされ、それで刑事裁判にも参加できない。「日本の刑事裁判が『公の秩序を維持するためのものであり、被害者のためにあるのではない』」からである。

こんな理不尽な話があるだろうか。加害者には国費で弁護士がつくのに、費用のない被害者は泣き寝入りするしかない。

弁護士は双方の言い分を聞く立場にいるが実像を案外に見ていない。そう気がついた弁護士がいる。岡村勲さんである。岡村さんが気がついたのは、ご自分が被害者になったためである。

平成九年、自宅に侵入した男に妻を殺された。岡村さんは妻の遺影を持って裁判を傍聴したいと願った。しかし、「物を持ち込んでならぬ」と断られた。刃物ではない。妻の写真である。更に、公判記録の開示も拒否された。加害者は自由に見ることができるのに、被害者は許されない。岡村さんは現行の裁判制度はおかしい、と思い、「全国犯罪被害者の会」を2000年1月に立ち上げた。そして苦闘の末に「犯罪被害者等基本法」を成立させる。更に刑事裁判への参加と刑事裁判を利用して損害賠償の請求ができる制度の「被害者刑訴法」が昨年、参議院で可決された。

本書を読んで思うことは、自分が被害者だったらどうだろうか。想像し、想定できることが、裁判員の「資格」かもしれない。（新潮文庫・700円）

でくね・たつろう 1944年茨城県生まれ。作家。古書店主。93年「佃島ふたり書房」で直木賞受賞。



このニューズレターは（財）矯正協会刑務作業協力事業部から助成を受けて作成しました。

財団法人矯正協会は犯罪者および非行少年の更生に関する事業に協力し、広く社会に矯正の思想を普及させ、犯罪防止に寄与することを目的として活動を行っている団体です。ひとつの事業として、受刑者が刑務作業により製作した物品（ブランド名CAPIC）を市販した時にあがる収益金の一部を関係被害者団体へ寄付して、その活動を助成しています。当会は3年ほど前からその助成を受けています。加害者が直接当の被害者に贖罪のため金品を支払いたいという申し出では、被害者が受け取らないことが多く、その被害者の代りにと当会に申し入れてくる場合はすべてお断りしていますが、加害者の矯正教育の一環としての寄付行為なら、受け入れてもよいのではないかとということで助成を受けることにしております。当会の広報、日常活動に役立てたいと考えています。

また毎年「全国矯正展」を東京で開催しており、本年6月にも当会はその一角のブースに参加し、犯罪被害者に対する市民の意識向上を図らせていただいております。当日は岡村代表も参加し受刑者の更生のため販売に協力いたしました。

報道おぼえがき——平成20年(2008年)4月～6月

2008年 4月

- 3日 横須賀・タクシー運転手が殺害された事件で米兵逮捕。
- 5日 沖縄・タクシー運転手の強盗致傷事件で在沖縄米兵家族の2少年を逮捕。
- 7日 東京台場・フィリピン人女性を殺害、死体損壊容疑で同居の男を逮捕。
- 8日 京都地裁・京都と神奈川で親族2人を殺害した男が控訴を取り下げ死刑確定。
- 10日 法務省は東京・大阪の拘留所で死刑が確定していた4人の刑を執行した。鳩山法相が就任してからの執行は10人に達した。
- 同日 東京地裁・2006年におきた渋谷区の夫殺害事件で被告に懲役20年を求刑した。
- 11日 犯罪被害者等給付金の支給に関する法律の一部を改正する法律案が参議院本会議で可決された。
- 13日 東京江戸川区・19歳女性が行方不明になっている事件で容疑の男を監禁容疑で逮捕。
- 15日 政府は閣議で国民が重大な刑事事件の裁判に参加する裁判員制度の開始を来年5月21日にする政令を決定した。
- 同日 福岡・78歳女性が刺殺された事件で無職男を逮捕。
- 16日 被害者に国選弁護士を付ける制度を創設する改正総合法律支援法が参議院本会議で可決された。
- 17日 大阪高裁・2004年におきた地裁所長襲撃事件の控訴審判決で強盗致傷罪に問われた会社員2被告は無罪として検察の控訴を棄却した。
- 18日 東京江東・23歳女性がマンションから失踪。
- 21日 東京高裁・山梨のキャンプ場で従業員2人を殺害した事件で1審・甲府地裁の判決を支持し2審も死刑を言い渡した。
- 22日 広島高裁・光市母子殺害事件の差し戻し控訴審で殺人、強姦致死罪などに問われた犯行当時18歳の元会社員に死刑を言い渡した。
- 23日 千葉県柏・インターネットブログに悪口を書かれたと中学3年の生徒を殴った事件で17歳の無職少年を殺人未遂で逮捕。
- 28日 東京地裁・渋谷区の夫殺害事件で被告には責任能力があったとして懲役15年を言い渡した。

5月

- 1日 大阪高裁・2004年におきた地裁所長襲撃事件で1審・大阪地裁判決を支持し検察側の控訴を棄却し成人2人に無罪が確定した。
- 2日 東京家裁・東京品川区の戸越銀座通り魔事件の17歳少年の少年審判は医療少年院送致の保護処分とする決定をした。
- 3日 愛知県豊田・高1の女生徒が通学路の農道脇の水田で遺体となって発見された。
- 7日 東京杉並・登校時間帯の路上で警官の銃を奪い発砲した医師を強盗・公務執行妨害で現行犯逮捕。
- 8日 京都舞鶴・高1女子生徒が遺体で発見された。
- 12日 東京地裁・渋谷区妹殺害事件の公判で懲役17年を求刑した。
- 16日 沖縄県・米兵による16歳少女暴行事件で大軍法会議は懲役4年と服役後の不名誉除隊を言い渡した。司法取引により懲役は3年に短縮。
- 25日 東京江東区・23歳女性がマンションから行方不明になった事件で2部屋隣の派遣社員の男を住居侵入容疑で逮捕。
- 26日 長崎地裁・長崎市長射殺事件で元暴力団に死刑が言い渡された。
- 27日 東京地裁・渋谷区妹殺害事件で責任能力を認め懲役7年を言い渡した。
- 29日 県させばこども女性障害者支援センター・2004年に起きた佐世保女兒殺害事件で児童自立支援施設に入所している加害少女の強制措置は4年間(9月14日まで)で終了することを明らかにした。

6月

- 2日 浜松市・電気店主強盗殺人容疑で男を逮捕。
- 3日 埼玉川越・職務質問した警官に発砲し車に立てこもった男を銃刀法違反で現行犯逮捕。
- 同日 岡山・妻へのDVで有罪判決を受け執行猶予中に妻を殺害した容疑の夫を逮捕。
- 6日 鹿児島地裁・自宅で両親を殺害し遺体を庭に埋めた事件で二男に懲役30年を言い渡した。
- 8日 東京秋葉原・無差別に7人を殺害し10人に重軽傷を負わせた25歳派遣社員の男を殺人未遂容疑で現行犯逮捕。
- 11日 少年事件に対する家裁の審判で被害者や遺族の傍聴を可能にする改正少年法が参議院本会議で可決された。
- 14日 岩手・宮城内陸地震・震度6強を記録。
- 16日 神奈川県綾瀬・知的障害者施設が全焼した火災で施設所有者の女を放火の容疑で逮捕。
- 17日 法務省は東京・大阪の拘留所で死刑が確定していた連続幼女誘拐殺人事件の宮崎勤死刑囚ら3人の刑を執行した。鳩山法相が就任してからの執行は13人に達した。
- 20日 さいたま地裁・草加市・路上ナイフ殺人被告に懲役27年を言い渡した。
- 23日 大阪・女性3人を相次いで刃物で襲った通り魔事件で、防犯カメラに映っていた黒い服を着た女を逮捕した。
- 24日 千葉県柏市・家族に邪魔扱いされたといい、家族4人をハンマーで殴り殺した77歳男性を逮捕。
- 25日 あすの会は、死刑執行に絡み鳩山法務大臣を「死に神」と表現した素粒子について朝日新聞社へ抗議文と質問状を送った。
- 27日 水戸地裁土浦支部・両親と姉の家族3人を殺した長男に対する判決は統合失調症が悪化して心神喪失だったとして無罪を言い渡した。
- 30日 朝日新聞社は「死に神」と表現した素粒子への質問に30日付けの文書であすの会へ回答した。

運営の基本

【会員・特別会員】

会員は、生命・身体に関わる犯罪被害者及びその近親者で、当会に入会申込書を提出し、幹事会が認めた方に限ります。また、当会設立の趣旨・目的に賛同し、その実現に熱意を有する、幹事会が特に承認した方は、特別会員として入会することができます。

【ボランティア】

ボランティアとしてご協力いただける方はお申し出ください。登録用紙をお送りします。必要に応じて各種応援をしていただきます。

【報道】

当会の活動は、マスコミを通して積極的に報道してもらいますが、プライバシーは十分守ります。会員の希望により、匿名・映像カット等の措置をとります。また、会員の承諾なしに会の知り得た情報は漏らしません。プライバシーの保護には十分留意いたします。

会 計

当会は、会費を徴収していません。事務運営、事務管理、ニュース・レター発行、郵便、通信料などの諸経費は、発足以来、すべて支援者の寄付で賄われています。

ご寄付いただきました方々には、改めて厚く御礼申し上げます。引き続き皆様のご支援を心よりお願い申し上げます。

寄付金のお振り込み先

郵便局

00170-6-100069 「あすの会」

三井住友銀行 丸の内支店
(普) 6577163 「あすの会 代表幹事 岡村 勲」

三菱東京UFJ銀行 丸の内支店
(普) 2149873 「あすの会 代表幹事 岡村 勲」

法廷付き添いのご案内

事件を思い出す裁判傍聴に

私たちが付き添います！

当会では、被害を受けた方が法廷で心細い思いをしないように、付き添いサービスを行っています。付添人は、当会が依頼したボランティア・会員の人たちです。

付き添いを希望される方は、事務局までお問い合わせください。その際、下記の点についてお聞きすることになりますので、お手元に資料をご用意くださいますようお願いいたします。

- 犯罪被害者名
- 主な縁故者と被害者の関係
- 被告人名
- 裁判所名・公判係属部
- 前回の公判日（傍聴券必要の有無）
- 次回の公判期日
- 付き添いを希望する者への希望（年齢等）
- 起訴状のコピー送付の可否

※調整がつかない等ご要望に添えない場合もありますので、あらかじめご容赦ください。

無料法律相談

弁護士による無料の法律相談を**毎週木曜日**に行っています。

生命・身体に関わる犯罪被害にあわれた方、およびそのご家族でお困りの方は、お気軽にお電話ください。

時間：PM 1：00～4：00

電話：03-5319-1773

編集後記

今年も早くも半年が過ぎ、凶悪な犯罪が続いています。秋葉原では25歳の青年の許しがたい事件が発生してしまいました。その一方、イラクで青年が解放された明るいニュースが流れ、記者会見を通してのその青年の人柄は、国民の共感を得ています。同じ年頃の青年でもこんなに違うのかと人間の多様性に今更ながら変な納得をしています。

念願の少年法が改正され、制限はありますが少年審判の傍聴が

できるようになりました。我々の悲願でありましたし、大きな一歩を踏み出したと思います。7月1日からの犯給法の改正、今秋の被害者参加制度の始動を含め、我々犯罪被害者を取り巻く環境は劇的に変わってきています。これは、残念ながら我々の仲間?となってしまった将来の犯罪被害者の方々に役立てばと、またその成果が我々にはもたらされなくても良いという我々の殉教精神の賜物であると思います。この精神は活動の源として今後も大切にしていきたいと思っています。

ニュース・レターに対するみなさまのご意見・ご感想をお寄せください。また、取り上げてほしい記事などがございましたら、お知らせください。よろしくお願い申し上げます。